

漁村・糸満における地域共同体としての「門
(ジョー)」の形成と機能

加藤, 久子 / KATO, Hisako

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究

(巻 / Volume)

13

(開始ページ / Start Page)

373

(終了ページ / End Page)

432

(発行年 / Year)

1987-02-25

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00002725>

漁村・糸満における
地域共同体としての「門」^{ジヨウ}の形成と機能

- 一、糸満における漁撈と信仰
 - 二、門の成立と漁村糸満の形成
 - 三、村わかれとしての門の形成と発展
 - 四、地割制下の集落の拡張
 - 五、親族集団「一兄弟」^{チユチヨウゲイ}の果たした役割
 - 六、門御願の変遷と門共同体の三類型
 - 七、旧暦六月の門御願の一日
- おわりに―多様な価値空間を求めて

加藤久子

沖繩本島の最南端に位置する漁村・糸満。旧暦六月一日の大潮の頃、海上に東風が吹くと、寄りものスク（アイゴの稚魚）が沖合から珊瑚礁近くの浅瀬に群れをなして押し寄せてくる。小型追込漁を営む上原皓吉氏（大正八年生まれ）のサバニが、今年、一九八六年、この海からの贈りものに出あい、二日間大漁した。大潮にのり風上に向ってやってくるスクは、西風だと沖合に向い、昨年は一匹も寄らなかつた。

水揚げしたスクを捌くのは、皓吉氏の姉、上原サトさん（大正五年生まれ）である。サトさんは一三歳から魚売りをしてきた。七〇から八〇斤（四五キログラム前後）の魚を入れたバーキ（かご）を頭に載せ、氷がないので六キロ以上の道のりを小走りに急いで、首里や那覇まで売りに行ったものだった。戦前、移住先のフィリピンでもその腕を買われた典型的な糸満女性である。「寄りものは海人のボーナスみたいなもの」とサトさんはいう。スクは塩を加えてスクガラス（塩辛）にし、この家庭でも保存食にした。「昔はいもとこのスクがあればごちそうだった」から、どこの家でも一〇斤（六キログラム）は買ってくれた。若き日のサトさんが活躍したかつての糸満は、回遊魚を袋網に追い込んで一網打尽に採りつくすアギヤ（大型追込網、または廻高網ともいう）漁で全国に名をとどろかせた活気ある漁業の村であり、糸満漁民は沖繩漁民の代名詞でもあった。魚具や漁法は変つ

ても、しかしサトさんの魚売りは続いている。皓吉氏の船が揚げてくる、シロイカ（アオリイカ）、クブシミ（コウイカ）、カタカシ（ヒメジ）、ミーバイ（ハタ類）、ガーラ（ヒイラギ）、シチューマチ（アオダイ）など一日に六〇キロから七〇キロは浜売り（個人売り）でざっと三時間ほどで売りつくしてしまう。イラブチャー（ブダイ）のような高級魚は営業用に引き取られていくし、エーグワー（アイゴ）のような雑魚は味がいいのでおかず用に好まれる。漁から船が帰ってくる午後三時頃になると、サトさんは身じたくを整え、きまつて鍛冶屋門の船揚場（ヒラグワー）の前に立って船を待つ。夏の南風がそよりともしないその浜辺で、海人の妻たちがいのりをささげている。竜宮と呼ばれる小さな祀は、海のかなたの楽土、ニライ・カナイへのお通し（遙拝）の場である。女たちの唇からもれるウチナー口（沖繩言葉）の祈願の唱和がにぶい旋律をともなつて海に消える。板子一枚下は地獄——夫や息子たちがその危険な海で働いている。「どうぞ無難に航海させて下さい」そうした祈願を続ける人びとの心は、照りつける太陽の下で地平線上の聖なる異界とかたく結ばれていく。祀の前には平御香（線香）、花米、酒、それに重箱が二つ供えられている。一つはカテムン重（おかず入りの重箱）で、ブタ肉の煮つけ、天ぷら、カマボコ、豆腐、昆布などが入り、もうひとつは寄数個の餅が盛られている。長い御拌みのあと、人びとはゆるゆると立ち上り次の御嶽や井戸へと向う。「くにまわり」と呼ばれる数カ所の拝所めぐりをする。旧暦二月と六月と十二月の吉日、近隣の女たちが集い、家族と地域住民の健康と繁栄を願う「門御願」の日である。海へ向って伸びるいく筋もの細い路地を

はさんで連続する、旧糸満の漁民集落に固有に生れ、継承されてきた御願行事であった。

「門」とは伊波普猷によれば、もともと原野の義であり、漸次「道路→門前の造り→門」の意に縮用されたものだという。⁽⁴⁾ここでいう門も物理的には集落空間としての路地を指し、社会構造的には共有ユーティリティとしての路地を媒介とし、強い共同性を背景に形成される地域共同体そのものを意味する。集落形態の景観は、海に面してニシ（北）に西区、南に町端区が隣接し、東方を走る国道三三一号線を背に九本の路地が海に向って直進している。人家の間の細い道路をつき抜け、海面に張り出した割船（サバニ）用の船揚場がシンメトリックに並んでいる。その通りを単位とした家並を一集団として構成されるのが門組織であり、その門集団ごとに行われるのが門御願なのである。

規模も小さく、かつては兼城間切の一集落にすぎなかった糸満は、この西区と町端区の漁業集落を拠点に発展してきた町である。ここで行政面からみた現・糸満市に至るまでの発展の経過を簡単に触れておこう。一九〇八年（明治四二）、「沖繩県及び島嶼町村制」の施行によって、糸満町となり、さらに一九六一年（昭和三六）周辺地区の三和村、高嶺村、兼城村と合併した。しかし、この合併は必然的發展というより、沖繩戦の傷あとを改めて浮きぼりにした再編成であった。住民をまきこんだ戦闘は、特に、激戦地となった南部地区をいわゆる「鉄の暴風」によって灰じんの地とした。戦後中部の避難地で戦禍を免れた一部村民がようやく帰村したが、最南端の沖繩戦終焉の地といわれる（その後南部各地で戦闘は続いたが）真壁村、喜屋武村、摩文仁村にあっては戦没者、四六三六人を越

え、村としての自治運営が不可能な状態となった。そこで三村の有志によって合議され、合村が決まり、総人口四〇〇〇人の新村が誕生した。三つの村が平和であることを願って「三和村」と名づけられ、再生を期したのは一九四六年（昭和二二）四月のことであった。⁽⁶⁾他方、戦闘終結後の糸満町の字糸満は、金武村の古屋地区に收容されていた首里、那覇以南（糸満地区）の住民の指定移動地となり、急激に人口が増加し、宅地造成が急がれた。⁽⁷⁾

寄留者地区として、まず糸満東部が開発され、新屋敷区がつくられ、さらに新島区、向い合って共同井戸の名であったミーガー（新川）の地区名をつけた新川区が形成され、これを包み込むようにして前線区、南区と造成され、さらに字糸満が核となって、一九七一年（昭和四六）、市制が施かれ、現在、人口四二、二四一人、世帯数一〇、一〇四戸の地方都市となった。就業人口は、一五、七四七人。うち産業別では第一次産業の農林業一九・四％、漁業二・四％、第二次産業が一八・一％、第三次産業五一・四％である（一九八〇年国勢調査）。本稿がテーマとする漁業者のほとんどは字糸満に集中し、漁家は三一六戸、漁業従業者三三五人である。漁船総数は三五四隻、うち三トン未満が二九七と主要を占め、最高の二〇〇トン以上が二となつている（一九八三年現在、糸満市資料）。⁽⁸⁾一九八二年（昭和五七）開港の糸満新漁港は第二種の大形漁港である。漁業種別漁獲量と漁獲高、及び操業期は次表の通りであり、延縄漁業が総漁獲量（高）の七割を占めている。

おもな漁具漁法はスクベー(底延縄)、ウキベー(底浮延縄)、アカジン曳き(底曳き網)、一本釣り、イカ曳き、トビイカ釣り、曳網、刺網、アンパシ(建干網)、小型追込などさまざまな漁業が行われており、最近ではトビウオのトビロープ曳漁法や黒潮にのって回遊する浮魚(マゲロ、カジキ、カツオ、シイラ)などを設置した表層浮魚礁(パヤオ)に一時滞留させて釣る方法などが生み出されている。⁽⁹⁾

注

(1) 沖縄県立水産試験場「島尻郡中頭郡各村漁業調査」(昭和四年)、「沖縄県水産資料」日本常民文化研究所、一九五四年一二月、(騰写刷りのこの報告書は、その後、「沖縄県農林水産行政史」第十七卷「水産業資料編1」財団法人農林統計協会、一九八三年、に収められる)。「糸満町・たか網」(九ページ)の頃によると「舟八隻(長二七―二五尺、幅四―三尺、深二―一尺五寸)、乗組員、二四人乃至六人、漁獲物、赤むろ(大漁)年一万五千元、一回操業二四千斤(記録あり)、漁期、周年(盛漁期二月―五月及八月―十月)、漁場、沿岸五哩以内、水深八尋―二五尋、組織、申合組合(漁具の出し合)、分配、袖網四張ヲ一人半割、袋網ヲ二人割、従業者は技倆ニ依リ人分ヲ定メ人頭割ヲ受ク」とある。同調査によれば糸満にはこのタカ網(廻高網)を含め全部で二四種の多種にわたる漁法が記録され、県内漁業を独占していた。

(2) 伊波普猷「日本文化の南漸」(火の神考)三―四―三―五ページ。同(八あまみや考)五四―五―五六ページ。「伊波普猷全集」第五卷、平凡社、一九七四年。伊波はニライは底つ国の義から海のかなたの楽土の義に振替ったとする。

(3) 折口信夫「琉球の宗教」(折口信夫全集)第一卷、中央公論社、一九七五年、四三―四四―四五ページ。至上人の居る楽土を遙拝する思想が、琉球神道の根本の観念であり、御嶽^{オケシ}拝所もこの遙拝の思想を出発点にして

いる――とする。さらに仲松弥秀は御通しには一定の場所を要しないで、海上であろうが陸上であろうが問わないものと、場所の決まっているものがあり、決まっているのは公的なものが多く、コロロか標石が置かれ、最近では祠になっているものがあるという。「古層の村」(古層の村・沖縄民俗文化論)沖縄タイムス社、一九七七年、四九―五〇ページ。

(4) 伊波普猷「門を意味する語」(伊波普猷全集)第八卷、平凡社、一九七五年、四五―五六ページ。同「フカダチ考」(伊波普猷全集)第四卷、一九七四年、一七―一八―一九ページ。

(5) 日本国内でたたかわれた唯一の地上戦「沖縄戦」は一般に一九四五年(昭和二〇)四月一日に始まり、同年六月二三日に終結したことになることに対して、大田昌秀はその誤りを指摘している。すでに三月二六日に慶良間諸島に上陸し、そこで七〇〇余人が集団自決を余儀なくされたこと。また終結とされる六月二三日は、沖縄守備軍司令官の牛島満中将と長勇参謀長が自決した日ではあっても、その後も本島南部で戦闘は続き、正式に日本軍の降伏調印がなされたのは九月七日であり、アメリカの記録にも記されていることなどがあげられる。――大田昌秀「沖縄戦」(沖縄大百科事典)(七)、沖縄タイムス社、一九八三年、五四六―五四八ページ。同編著「歴史沖縄戦」岩波書店、一九八二年。

(6) 「沖縄風土記全集」第二卷糸満町編、沖縄風土記刊行会、一九六七年、一三一―一四四ページ。同三五―三六ページ。

(7) 同右、三四―三六ページ。

(8) 「糸満市の概要」一九八五年、糸満市役所、七ページ。

(9) 糸満漁業協同組合調べ(一九八六年七月現在)

二 門の成立と漁村糸満の形成

移住者によって発展していく旧糸満は、海中に長く突き出した隆起珊瑚礁の丘陵地帯に立地し、周

圃はほとんど海であった。その丘陵の先端に魚の寄り集まる「ヨリアゲの嶽、神名シロカネの御イ
 べ」(白銀堂)を祀り、背後の高台に、各地からやってきた移住者が定住したのが始まりであり、糸
 満の語源も、この海に突出した崎という地形環境に由んだものとされている。「寄せの杜」は
 「漁附森」に一致し、魚群を追う網漁以前の古琉球の漁法はすべて寄ってくる魚、「ヨリモノ」を
 捕ったと考えられ、糸満のイベも「寄せ上げ」と漁場を併合した祈願所の消息を語り、少なくとも網漁
 業以前における古い時代の御嶽呼称だといわれる。イビヌメーの高台は現在の上之平区である。豊か
 な新天地を求めて最初に移り住んできた門中(ハラと呼ばれる男系系譜集団)は七バラで、さらに六
 バラが加わって二三バラとなり、初期の糸満集落が構成されたという。ハラそれぞれの出身地は次
 のようだ。勢理バラ(旧兼城村阿波根)、根人バラ(玉城村百名)、幸地バラ(西原村幸地)、徳屋バ
 ラ・与那之下バラ・西平バラ・茂太バラ(旧高嶺村大里)、赤比儀バラ(旧小祿村大嶺)、大殿内バ
 ラ(旧高嶺村真栄里)、当銘バラ・高所バラ(旧兼城村照屋)、上グムチバラ(旧高嶺村真栄里)、
 具志川バラ(旧兼城村)である。そして、各ハラの出身母体である村はばらばらではなく、比較的ま
 とまっについて、ハラほとんどが近接した集落である。では、これら糸満の開祖といわれる祖先たち
 が移住し定着した年代はいつ頃であったろうか。糸満の歴史に精通し、八〇歳の現在もモズク漁を営
 む上原亀広氏(明治四〇年生まれ)によれば「いちばん最初のハラが今から一六代前(二戸)、二番
 目が一五代前(三戸)、次が一四代前(七戸)、一三代前(二三戸)で一世代三〇年として四五〇年ぐ
 らい前」と伝えられているという。

沖縄県下の門中墓でもっと大きいといわれる幸地腹門中と赤比儀腹門中の「墓建設三百年祭」が
 行われたのは、一九八四年(昭和五九)一月二四日(旧暦一月二日)の週末のことであった。両
 門中の共同墓は康熙三三年(一六八四年)に、幸地腹門中の九人兄弟(男八人、女一人)と長女の嫁
 ぎ先である赤比儀腹門中の三人兄弟が協力して建設したといわれる。墓がつくられるのはある程度分
 家活動が行われたのちのことであり、古老の伝承と総合すると、糸満の発祥は四〇〇年前後を遡るこ
 とになるのか。古くから糸満の沿革に語られるように「古来漁業を以て村是となしやくも男子た
 る者は漁業に従事すべき者との先天的観念を有して農を忌み工を嫌ひ其勢旺盛にして他の農工業者を
 庄する」存在として登場してきたのが糸満の漁民であった。「勸農政策」の体制下にあつたにもかか
 わらず、土地が狭いため農業による収益は不可能であり、首里王府は糸満に対してはむしろ漁業を命
 じ津々浦々漁獵が許され、藩主や高官に魚類を提供していたと記録にみえるように、いわば漁業は糸
 満の専売特許であった。

伊波普猷は、漁民としての糸満人が進出してくる時期は、下島知り(南山王国)の首府大里が出来
 その周辺にいくつかの支城が築かれて、封建社会が出現した頃とみており、さらに発展するのは清の
 乾隆一六年(西暦一七五一年)、刳船製造が禁止され「はぎ小舟」の製造を徳憑して以来、と推定す
 る。つまり首里王府の林業政策「杉山法式帳」が発令され、材料を多量に使う刳舟をつくるのが堅

く禁示された。その罰則の一例は「大木ヲ盗伐シテ剝舟ヲ作ル者、本人ハ流刑助力者ハ科銭百貫文」というきびしい罰則を課すほどのものであった。このことが逆に材料の少ない杉小舟の製造を促し、沿岸から遠洋への進展につながっていくことになった。上田不二夫も、糸満の大きな発展の年代を一七〇〇年代と想定し、鱧鱈、鯛、海參など中国貿易による水産物需要の増大を指摘する。もともと、明との交易の歴史は古く、山南王、承察度が初めて明へ進貢するのは一三八〇年（天授六）のことであり、以来四五五年間に三〇隻の使船が派遣されたという前史をもっている。

康熙六〇年（一七二二）に出版された「中山傳信録」は一八世紀前半の琉球を描いた貴重な史料であるが、物産としての魚類を次のように挙げている。鮫、鯉、鮓、鰻、鰈、蝦、金魚、銀鱈魚。特産に、毛魚、針魚、燕魚とある。介類には、亀、鼈、鼈。特産に玳瑁などがある。他に、海馬、石鮪、蟹、海膽、螺、壁虎魚（訳者注にスヂガイまたはクモガイであろう、と附記されている）、腕螺、貝数種、佳鮓魚などである。このうち毛魚は福建人がみな珍重すること、海馬はつかまえるとまず国王に捧げることなどが記され、南山王朝唯一の貿易港として伝えられる古き糸満の様相がわずかに浮び上ってくる。しかし築港の形跡もなく、当時の糸満の海と交易船はどのように往来したのであろうか。

糸満の往古の海は、玉城五郎によれば、南は「南の潟」、地は「奥武湾」という入江になっており、明国との交易船はこれらの入江を出入りしたという。南の潟の東部に当たる稲嶺毛は当時の倉庫であり、その南西にある丘陵は船の帆の高さと等しいことから「帆が先」と呼ばれ、さらに北岸の奥武湾内には「伝馬川」という名の井戸があり、これは伝馬船で本船（唐船）に水を運んだことに因み、その上部の「唐船岳」と称する岩丘は唐船の爐と同じ高さであったことを物語る。つまり、長く続く珊瑚礁は防波堤となり、その中の入江が船だまりとなり、唐船岳に船のへさをつなぎ止めればそのすぐ上の倉庫に荷の積みおろしができて、自然が造った港は立派に交易を果たしたのであろう。

そして変化に富む浅海は、魚介藻の繁殖に適し、漁具の発達しない時代の人びとにとって最良の漁場であった。古代琉球の漁業から現代に至る、沖繩漁業の歴史過程を鳥袋源七は四期に分類する。第一期は漁時代、磯歩きで素手をつかって握み取りする。第二期は漁垣漁法の時代、漁場を分割所有して大家族的集団生活を営んでいた。第三期は網の発明によって漁垣と魚網併用の時代である。第四期が遠洋漁業時代であり現在の漁法である。この海上之平の住人、今から八代前の勢理（屋号・以下家名はすべて屋号で記す）が、漁をするために降りてきて、本格的に漁業を営むため浅瀬の海を埋め立て始めたのである。八世代（勢理の初代は一六代前といわれる）から割り出しておよそ二五〇年前のできごとと推定しておこう。その立証は次章にゆずるが、鳥袋の漁業分類からいえば第三期にあたり、網あり、小舟ありで、近代漁業の基礎が築かれた時代である。宅地造成のために海浜部を埋め立て、積極的に海に乗り出す漁村・糸満の形成が、まさに始められた時期であったと考えたい。実際に勢理家を起点として埋め立てられていく糸満周辺の海はいくつもの珊瑚礁が連なり、漁業に最適の

環境であった。もはや土地造成によるコンクリートの下に埋め込まれてしまったが、南高干瀬、西高干瀬と二重のリーフがあり、そのイノー（浅瀬）は魚類の宝庫であったという。⁽¹⁸⁾さらに干潮時には広大な遠浅をなし、はるか沖合まで干上がる潟原は埋め立てにも適した条件を備えていたとはいえず、個人の力で砂を浜から馬車に積んで運び上げる作業は大変な土木工事であったはずである。それでも彼らは次つぎと人為的に宅地を造成し一つの漁民集落を形成したのである。そこに成立したのがすでに前章において規定した地域共同体としての門であり、人びとの営為が織りなす自律的空間としての門である。以後漁村集落・糸満の各論はこの門を中心に展開していくことになる。

注

- (1) 伊波普猷「沖繩考」「伊波普猷全集」(第四卷、平凡社、一九七四年、三八一―三八八ページ)。神名中のヨリアゲには、寄り上がり即ち魚付きの浦、魚の寄り上がるの義があるとしている。
- (2) 「琉球国由来記」「琉球史料叢書」(第二卷、東京美術、一九七二年、二八七ページ)。ヨリアゲの嶽と糸満巫火神の二か所は「糸満巫崇所」とある。
- (3) 伊波普猷、前掲書、四〇〇―四〇一ページ。宮良當社は糸満の語源を「イユ・トゥイ・アマミ(魚捕海人部)とした。(糸満名義考)「宮良當社全集」13、第一書房、一九八一年)。この宮良説に対し伊波は「琉球国由来記」採録の伊平屋島の屋那覇折目(節折り)の祝詞の中に、「さきのお嶽の祝女くもい、いとまんのお嶽の祝女くもい」と「いとまん」が「さき」の同義語として出ており、別に「イシュマンノセヂアラ森」という類語もあるとし、さらに白銀堂附近の地勢が、かつて海中に突き出した崎であった形跡があるなどの点から、糸満は崎に因んだものに思われるとする。また「まん」は磯廻しの義らしく、こと

によると日本本土の海岸線や湖辺等にある裏野と縁を引いているかもしれないという。いずれにしても「アマミ氏族が南島に渡った二三千年前の大昔から、糸満人のみが特に魚取りであって、おまけにそれで商売してゐた筈はないから、この語源説の通らないことは、言ふ迄もないことである」と「魚取りアマミ」説を否定している。

- (4) 島袋源七「沖繩古代の生活——狩猟・漁撈・農耕——」谷川健一編「村落共同体・叢書わが沖繩」第四卷、木耳社、一九七一年、一〇八ページ。

- (5) 糸満高等学校郷土研究クラブ「郷土研究」第五巻、一九七一年五月、五一―六ページ。比嘉政夫「社会生活」糸満漁業民俗資料緊急調査「糸満の民俗」一九七四年、六三―六四ページ。ちなみに糸満高校の八幸地パラ√門中の調査報告は、折しも沖繩で調査中の東京都立大学の村武精一氏との出会いがあり、氏の指導のもとに行われた「一種の男系系譜集団(ないしは氏族)△村武√の構造と機能にアプローチした質の高い調査研究」として評価を受けている。

- (6) 仲松弥秀「糸満町及び糸満漁夫の地理的研究」「地理学評論」第二〇巻第2号、一七一―一八ページ。のち「糸満漁夫の形成と発展」として「古層の村・沖繩民俗文化論」沖繩タイムス社、一九七七年に収められる。仲松の検分によれば、隣村に当る高嶺村と兼城村からの移住者で現在の町の主要人口が構成されており、それをさらに地域的に細分すると、そのほとんどが糸満に接近している真栄里、国吉、照屋、潮平の部落に当たっているという。このことから同氏はこの辺の海岸に居住していた者が「湾内が次第に陸化して漁族が来集しなく無った関係上からして、次第に小半島の頭部である現在の糸満町場所へ転居してきたのではないかと疑問も起こる」と試論を展開している。

- (7) 両門中の「墓建設三百年祭」には、幸い筆者も参加の機会を得ることができた。午前中は門中幹部と神人のみの参加による御願儀式で、御香と打紙の煙のたちこめる中で神人たちの長い御がみの時が流れた。午後二時から行われた祝賀祭典には新聞発表によれば、地元糸満市をはじめ県内外各地から一五〇〇人余

りの親族が墓前に集った。なお、「現在の門中親族は、幸地腹が三五〇〇人、赤此儀腹が二二〇〇人」と推定されるといふ。(一九八四年一月二五日付「琉球新報」)。

(8) 大村八十八「沖縄県水産一斑」(大正元年一月整理)「沖縄県農林水産行政史」第一七巻・水産業資料編1。前掲書、一九ページ。

(9) 祭魚洞文庫(日本常民文化研究所)「糸満社会史」謄写刷りによる冊子中の玉城伍郎「糸満漁業の起源と沿革」より。同内容の論文が、故玉城五郎稿「糸満概況」(一)として「台湾水産雜誌」(一九四〇年九月号(一)、一九四〇年十一月号(二)、台湾水産会)に転載されている。同氏は沖縄県の水産技手もつとめ、一九二〇年(大正九)から四年間、四代目糸満町長をつとめた人である。

「旧藩庁においても糸満は地面狭く津々浦々漁獵御免と仰せられ一面漁業特権を与ふると同時に一面義務的に漁業を命じて以て藩主並に貴族高官に魚類の提供を命ぜられしことは旧記に示す所あり」と。木村八十八「沖縄県水産一斑」、前掲書、七ページ。「由来本県には藩政時代に海雑物と称し、魚介藻を藩主又は地頭等に於て各地より徴集したる制度あり」。

(10) 伊波普猷、前掲書、三九六―三九八ページ。

(11) 尚敏二五年、乾隆二年、一七三七年に発令された造林、保護、利用などの大要を定めた柚山制度の一つ。

(12) 「柚山取締三関スル制裁」中の「国頭、中頭西郡二於ケル罰則」より。「旧慣調査資料」『沖縄県史』(第21巻資料編II)、琉球政府、一九六八年。七五二ページ。

(13) 上田不二夫「糸満漁業の歴史」月刊「青い海」81号、青い海出版社、一九七九年三月、一四四ページ。

(14) 安里延「日本南方発展史―沖縄海洋発展史」三省堂、一九四一年、一一九ページ。

(15) 除祿光著、原田禹雄訳注「中山傳信録」言叢社、一九八二年、三六七―三六九ページ。

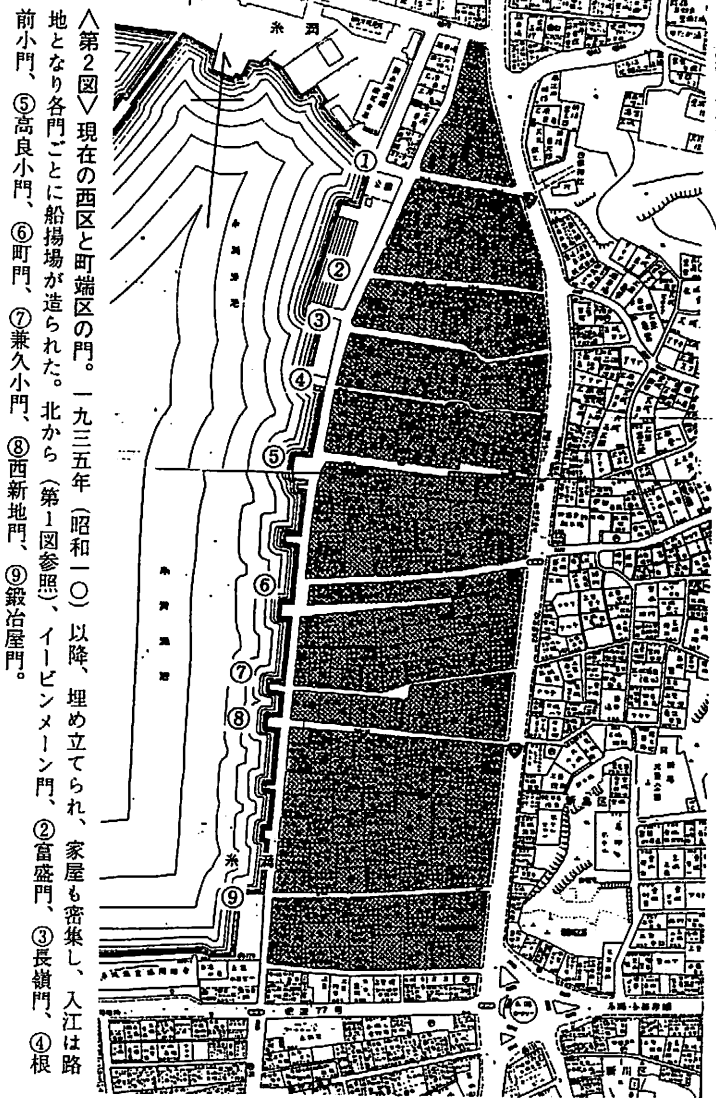
(16) 玉城五郎「糸満の起源と沿革」『糸満社会史』前掲書。

(17) 島袋源七「沖縄古代の生活―狩猟・漁撈・農耕―」前掲書、一六六―一六九ページ。

(18) 鍛冶屋門の上原皓吉氏(前出)の話。建干綱(アンブシ)と小型追込綱を営んでいた上原氏には、これらのイノー(浅瀬)は最適の漁場であったという。

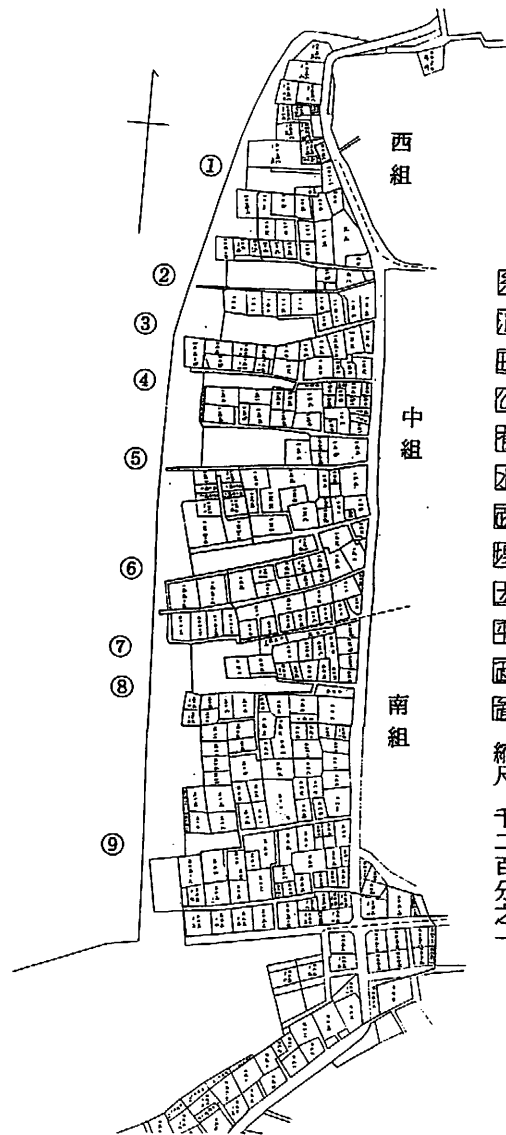
三 村わかれとしての門の形成と発展

古老からの聞き取りを総合すると、埋め立てによる宅地造成の過程は次のように区分することができる。第一期(沖合に降りる)まず本村ともいふべき集落、上之平の住人が海に降りてきて、村の守護神・白銀堂の眼下に広がる海と沖合に向けて三軒分が建つほどの面積を埋め立て始める。家の北側(裏側)は台風や季節風を防ぐための高い石垣が築かれ、結果的に、この石垣が隣接する家並との境界となる。そのそばに排水溝が敷設され、家々の入り口は海を右手にしてすべて南側を向く。第二期(南へ拡張)、すでに建った家を背後にして、南に向けて前へ前へと平行に拡張されていく。ひと続きの埋め立て可能な最終地まで伸びる。第三期(沖合へ延長)、再び最北部の起点となった数軒の家並に接続するかたちで沖合へ向けて宅地を造る。その結果、規則的に間隔を開けた櫛の歯状の宅地が海に張り出し、家並と家並の間は満潮時になると潮が満ちて入江となり、小さなサバニに適した自然の船だまりとなった。逆に干潮時には潮がひけてスージグワー(小路)となる。この多様な空間を共有して成立する一五軒から五〇軒の共同体が「門」と呼ばれる集団であった。鳥越憲三郎によると、琉球村落における共同組織としての社会的・連帯的結合様式には、三種類をみる事ができるという。



391 漁村・糸満における地域共同体としての「門」の形成と機能

△第1図▽「糸満町公有水面埋立平面図」（縮尺千二百分之二）。埋立以前（一九三五年頃）の入江をはさんで形成された門。北から①イービメン門（白銀堂門）、②富盛門（トウムインジョー）、③長嶺門（ナガンニンジョー）、④根前小門（クンメーグワジョー）、⑤高良小門（タカラグワジョー）、⑥町門（マーチンジョー）、⑦兼久小門（カニクグワジョー）、⑧西新地門（ニシミージンジョー）、⑨鍛冶屋門（カンジャジョー）。



第一は血縁的・宗教的結合様式としての門中の組織であり、第二は地縁的・生産的結合様式としての与の組織であり、第三は経済的結合様式としての模合であるとするが、糸満の門を単位とする集落はこのいずれにも適合しない。第二の形態は同じく地域共同体ではあるが、鳥越のいう共同性は与組織（地割制）の下に編成された結合集団をさしており、門とは根本的に質を異にする。ましてや門中組織としての血縁的・宗教的形態ではないため、「宗家の分家は、主家の下方前面に末広がりの形態に配置される」沖繩集落における旧家と分家の特徴的形態もとらない。もちろん同敷地内での五―六軒の分家配置は存在し、漁村特有の高密度な集住形態の中で基本的には、東側最上部に位置する本家より前面、あるいは西部に分家は置かれる。糸満固有にみられる海人自身の手によって形成された各門には、有力者の屋号や地区の特色から門名がつけられた。ニシ（北）から富盛門（トウムインジョー）、長嶺門（ナガンニンジョー）、根前小門（クンメーグワンジョー）、高良小門（タカラグワンジョー）、町門（マーチンジョー）、兼久小門（カニクグワンジョー）、西新地門（ニシミージンジョー）、鍛冶屋門（カンジャージョー）である。後述するように、明治期をピークにこの八つの門がほぼ完成し、漁村集落・糸満の環境としての骨格がまずつくられた。

この入江も一九三五年（昭和一〇）には行政の手によって護岸道路建設が行われ、入江は埋め立てられて路地となった。以来、糸満は戦後を境に公用水面埋め立て事業が急ピッチで進められ、旧糸満の四倍の広さの埋め立て地をもつことになる（詳細は次章）。それにつれて、白銀堂下の通りに

「イーピンメン門」^{ジヨウ}が加わり、「西川門」^{ニシカワジヨウ}「新門」^{ニイシジヨウ}が門開きし、さらに南部の広大な埋め立て地に「大浜」^{オホハマ}「中浜」^{ナカハマ}「南浜」^{ミナハマ}という船揚場を共有する三つの漁民共同体が加わって、門組織は一四の小集団を編成するにいたったのである。時代の流れはあきらかに空間装置としての門の変化をもたらしはしたが、しかし人びとの精神的な領域にはいささかの変容をも及ぼさなかった。門は依然として門であった。新たに出来た護岸道路を他の地区の人びとは「ヤッカラー通り」と呼んだ。「海ヤカラ」つまり海の勇者、あるいは海にすぐれた男たちの住む路地を意味した。かつて水がひたひたしていた門は、コンクリートの通りになったが、人びとの精神的空間まで埋めこむことはできなかった。そして船揚場は生産の場であると同時に「聖と俗」の「生と死」の「日常性と非日常性」の境として常に意識されてきたし、間断なくくり返される祭祀の拝所であり、浜降りや浜御願の清めの場としても機能してきたのであった。

糸満に限らず、漁村集落の社会構造は、漁撈と信仰と安息のリズムによって構成されており、危険な海の労働と信仰は密接に結ばれている。特に糸満漁夫の危険性を語れば枚挙にいとまがない。万一の遭難を恐れて出漁にさいしては一つの船に兄弟は乗せない。危険の分散という慣例が根強く残っている。男系系譜集団（門中）を形成する糸満にとって、男兄弟の杜絶はなによりも恐れられたからである。そうした精神的位相において、門の成立と同時に門御願が生まれたのも当然のことであった。

集落の形成過程

では実際に埋め立て造成はどのように進められたのであろうか。まず各門の創始家と思われる四軒が、海を開いた宅地に姿を現わす。北から南へ勢理(シリー)、長嶺大屋(ナカミウチ)、西平(ニシヘ)、高良小(タカラコ)である。基本的には各家単位の埋立て作業によって宅地は拡張されるが、最初の宅地造成に関しては、今から二五〇年ほど前に財のあった八代前の勢理が自力で海浜を造成したことはすでに述べた。その地を同じく上之平の住人三軒に売ったというのが数人の古老たちの定説である。「いや、やっぱり個人個人で埋め立てた」「勢理が埋め立てたのは隣りの長嶺大屋まで」と異論も出るが、高良小門で育った大城マカトさん(大正六年生まれ)は子供の頃慶応年間生まれの祖母から次のように聞かされた。完全に造成されていた宅地を高良小が買って、このスーシグラーで最初に家を建てたこと、また高良小は奥からは三軒目、海側の先端の土地を選んだが、これは漁に出るのに便利だったから、と祖母はいった。このことから沖合に向って三軒分ほどの敷地面積が埋め立てられていたことを知ることができる。

昨年八五歳で亡くなった長嶺門の金城亀一氏も「自分の家の屋敷は勢理から買ったものだ」と親から聞いている」と上原亀広氏(前出)に話していることなどから、勢理による大型埋め立て説は有力であり、その根拠を検証するのは次章にすることとし、その敷地範囲は四門の根もとの扇の要のような部分で現在五〇軒ほどが入居している。また勢理の井戸は「シリンカー」と呼ばれ、村建ての井戸と

して多くの人びとに用いられ、いまは御願の対象になっている。四方を海に囲まれ、多くの村落が珊瑚礁の丘陵地帯に形成された琉球の人びとにとって水への関心は特に大きく、泉水や井戸は村落成立の重要な条件であった。⁽³⁾「シリンカー」の名が示すように、勢理はそうした家筋であった。

埋め立ての第二期は、前の四つの門に平行し、最前部は同じ長さで、南へ拡張されていく。町門、兼久小門、西新地門、鍛冶屋門である。最南部の鍛冶屋門の上原皓吉氏は、明治の初期にはすでに現在の門の間あたりの位置まで宅地になっていたことを祖父から聞かされている。これらの証言から明治初期にはすでに沖合に向けて延長し始めていることが考えられよう。また同時期に市場を中心とした町門が成立したことも、集落の形成が本格化したことを物語っている。他地区から販売業者が移入し、肉市場と魚市場が設けられて、漁業者とは異なる経済活動が行われる門となった。

満潮時になると潮が満ちて、家並の間は入江になるので、漁家では船が浮かないように、家の前にサバニを揚げる「船のアシザ」(アシザとはゲタのこと)を作った。長さ三尺、幅四寸ほどの板を下から丸太棒二本で支えたもので、船のあげおろしには二人か三人でひよいと担いで、その上にサバニを乗せた。明治期に入ると糸満の漁業も琉球の歴史の流れとともに、新たな展開をみることになる。政府の征台政策によって、琉球の再三にわたる清国との関係存続の嘆願もむなしく、一八七六年(明治九)、渡清禁止によって進貢船は欠航し、⁽⁴⁾中国との貿易は一たん杜絶。代わって欧米諸国による介殻類の需要が起り、潜水漁業が盛んになった。⁽⁵⁾さらにこれら潜水漁業にとって革命的な漁具となった

水中眼鏡の発明が一八八四年(明治一七)にもたらされ、小型追込網(パンタタカー)から大型追込網(アキヤー)へと急激な進展をもたらすのは一八九二年から三年(明治二五―六)の頃といわれる。糸満の漁民集落としての門の形成もこの時期を終着点として、大型追込網漁の船団主、保才小のあった兼久小門、小型追込網と建干網のあった鍛冶屋門とあふれんばかりに漁家が密集した。特に門集落の最終地となった鍛冶屋門は、北部の一五軒ほどの小さい門と比較して、六〇軒を越す膨張ぶりであった。(第1図「糸満公有水面埋立平面図」参照)。

しかし、あらたに襲いくる激動の時代は、糸満漁民を自らの手で築き上げてきたその地を安住の地とはしなかった。以後、海外出稼ぎが急増するのである。サバ二隻数は明治期最後の年一九二二年の六四一隻をピークに、一九一九年(大正八)三三〇隻、一九二六年(大正一五)三〇〇隻、一九三〇年(昭和五)二五一隻と減少していった。沖縄県における海外移住のもっとも多い時期は一九〇六年(明治三九)前後と、一九二二年(大正元)から一九四〇年(昭和一六)にかけてであり、糸満の漁民も期を同じくして移住していったのである。その背景には一般に言われるように、過剰人口と資源不足の解決策とともに、一九〇二年(大正九)の糖価暴落に端を発する「ソテツ地獄」と呼ばれたジリ貧の経済不況、国策としての南進政策に組みこまれた海外出漁、さらに大型追込網漁という武器をもった糸満漁民にとっては、各地での入漁拒否というトラブルも立ちふさがっていた。歴史的に地先海面は各間切(旧間切は村から字に改正)の所有とし、他の海面地先を使用するときは「叶金」とい

う使用料を収めた「海方切」制度が根強く残る沖縄においては、一九〇七年(明治四〇)一〇月許可となった「県下各地専用漁業権」も浸透するには至らず、イチマナーたちは糸満の地を離れざるを得ない運命にあった。

村渠と門

兼城間切の一村にすぎない頃、糸満は西村、中村、新島の三区に編成されていた。西村は富盛門、長嶺門、根前小門、高良小門を指し、中村は町門、兼久小門、西新地門、鍛冶屋門までを範囲とし、新島はその名の通り後年成立した村であった。現在の行政区でいえば西村は西区、中村は町端区にあたる。町門は現在西区に所属しているが、これは爬虫船競技(糸満ではハーレーと呼称する)のトラブルが原因で西区に編入したという歴史的経過をもっている。ハーレーは現在も旧三村に分かれて行われているが、戦前は本競技に出る船はまず各門ごとに競い勝ち抜いていく「分かしハーレー」によって代表船を選出した。町門は商売人だったので海人にはどうしても勝つことができない。特に鍛冶屋門のシンカ(漕ぎ手)にはかなわなかった。なんとか代表船になりたいと思う町門と、いっこうに手をゆるめない鍛冶屋門の間に火花が散り、ついに両者は袂を分かつたという。ユガフウ(豊饒)を祈るユッカヌヒー(四日)は糸満の男たちにとって何にもかえがたい日であったのである。ともあれ旧三村は門の形成過程からみても西村が親で、中村が子供、新島は孫にあたると、古老たちは語る。

ハーリー歌のはやしにもそれは伺える。西村は「ヘンサーヘンサーヘンサー」で、ヘンサーはもとあるいは、隼の意とされ、中村はその分派として「サーユラシガヘンサーヨー」と枝わかれを意味してユラ(枝)ということばが入る。新島は「サー」のはやしが「ハーリー」と変えてある。

さらに、西村には「シンダカリ」という地名が残っている。これは「西村渠」のことであり、中村が「中村渠」と呼ばれていたことは大正期生まれの海人には記憶されている。「村渠」とは伊波普猷によれば「むらかれ」すなわち「村別れ」の意味で、本村から別れた新部落をさすという⁽¹³⁾。那覇市の辻遊廊内の前村渠、上村渠、奥村渠にみるように、「村かれ」は部落の発達形態を示すことばであり、本部に近い方から「前村かれ」「上村かれ」遠い奥の方を「奥村かれ」といい、それが固定して地名になり、後に音韻が転訛して、メンダカレ、ウエンダカレ、オクンダカレ、と呼ばれるようになったのであり、中頭郡浦添村字城間の現在部落の分け方に、前村渠・後村渠・西村渠という呼び方が残っているという⁽¹³⁾。東恩納寛惇も沖縄本島内にある大村渠・仲村渠・前村渠・奥村渠・新村渠などの地名をあげ、音便に従って「ムダカリ」とひびびているが、これはクミムラ(久米村)がクニンダとなったのと同様の音変化によるもので、本来はムラカリまたはムラカレであるとす⁽¹⁴⁾。

これらの論拠に準ずれば、二章にみたように、糸満発祥の集落上之平には「ヨリアゲの嶽、神名シロカネの御イベ」という漁附森(嶽)があり、現在は村の守護神白銀堂として祀られており、さらに火の神御嶽にあたる殿内屋(豪族の屋敷のあと)、野呂殿内、さらに門中の宗家(ムートウヤー)が

集中し、村落構造の主要因子をすべて含みもって構成されている。その本村である高台、上之平から村わかれとして、低地の海浜部に人為的宅地造成によって形成された新村が「西村渠」(西村)と「中村渠」(中村)であると、想定できないであろうか。

鳥越憲三郎によれば、現在、相当広い砂地に聚落を形成している渡嘉敷島の村落も三、四百年前は海であったといわれ、入江が次第に陸地になるにつれ、入江を囲む三面の山腹に構成されていた数個の村落から降りてきて平地に集合したという。集った数村で新たに現在の渡嘉敷部落が構成され、時代の経過と共に社会的・経済的、その他すべてにわたって何等の区別を認めないが、ただ祭祀においてのみは今も厳然と区別され、旧村落の成員が一团となって別々の行動をとっているというのである⁽¹⁵⁾。つまり、社会的活動は合併による新村として営むが、宗教的にはそれぞれ旧所屬に分かれ各自の宗家に集合し御嶽御願を行う。鳥越の調査によれば旧村落は門中組織による血縁村落六村が合村したものであった。この事例からみて、むしろ新たに形成された集落に「門御願」という専用の御願行事まで生成され行われている糸満の門共同体は自律的で独自の集落であることが理解されよう。

注

- (1) 鳥越憲三郎「琉球宗教史の研究」角川書店、一九六五年、一六七―一六八ページ。
- (2) 仲松弥秀「神と村」伝統と現代社、一九七五年、二二ページ。
- (3) 鳥越憲三郎「琉球宗教史の研究」前掲書、五四ページ。
- (4) 宮城栄昌「沖繩の歴史」日本放送出版会、一九六八年、一五三―一六〇ページ。「沖繩・奄美総合歴史年

表「沖繩大百科事典」別巻、沖繩タイムス社、一九八三年、一三二ページ。

- (5) 大村八十八「沖繩水産一斑」『沖繩県農林水産行政史』第一七巻・水産業資料編1。前掲書、七ページ。
- (6) 長田文「水中眼鏡の発明者、父・玉城保太郎を語る」『青い海』一九七九年、春季号、一〇〇—一〇五ページ。(長山文字遺詠集) 善興堂医院より転載。
- (7) 上田不二夫「戦前における糸満漁業の発展過程について」『沖繩歴史研究』第一一号、巖南堂書店、一九七四年、二八ページ。
- (8) 與世里盛忠「地理的二見タ糸満研究」(ソノ一) 騰写刷りによる祭魚洞文庫(日本常民文化研究所)に収められた論文。一九三二年(昭和七)、七三—七四ページ。
- (9) 石川友紀「沖繩出移民の歴史とその要因の考察」『史学研究』第一〇三号、柳原書店、一九六八年、四一—四二ページ。
- (10) 「漁業者間の紛議／糸満町組合対本部村組合」『琉球新報』一九〇八年(明治四一)一月八日付。「県下各地専用漁業権の許可が前年おきており、本部村漁業組合の専用池先水面に対し入漁の手續きをすませてあるのに組合理事が入漁を拒んだ」としている。同紙、一九一八年(大正七)三月二三日と二五日。各漁業組合関係者による漁業組合専用漁場に対する糸満漁業者の入漁を許可する件で三日にわたる協議がもたれたが、組合代表者の中には「糸満漁業者に対する入漁権の許可は各組合の漁業を不振ならしめ将来の打撃からずとの理由を以て承諾せざる者多く」と報じられている。
- (11) 技手、仲吉長助「漁場処分意見」(一九六一年(明治三六)四月二四日)『沖繩県農林水産行政史』第一七巻・水産業資料編1。前掲書、五一—五二ページ。「本県間切は古來其地先海ヲ自己ノ所有ノ如ク心得テ殆ト之ヲ占有シ……他間切、島ニ出稼スルニ当リテハ多クハ其海面池先間切、島ト特約シ叶キヲ払フコトナレリ」
- (12) 伊波普猷「中村渠考」前掲書、五一—九ページ。

(13) 同右、五一—五二ページ。

(14) 東恩納寛博「村渠と村添」『南島風土記』「東恩納寛博全集」7、第一書房、一九八〇年、一〇六—一〇七ページ。

(15) 鳥越憲三郎「琉球宗教史の研究」前掲書、七六—七七ページ。

四 地割制下における集落の拡張

門の成立にみるように、海浜へ移住してきた有力者たちは埋め立てによって私有地を拡張し、造成地の売買が行われていた。しかし沖繩では王府時代から一九世紀末まで、村落の耕地や山林や原野は共有制とされ、私有地は認められていなかった。一種の班田収授の制で村落の耕地と山林と原野は共有地とされ、村民配当地の割替えを受け税額が賦課されるという制度であった。集落によっては井然とした碁盤型の形態をもつ村があり、仲松弥秀はこの型の集落は地割制前と地割制廃止後にはみられないことから「地割制集落」と呼称し、琉球首里王府の政策に基づく地割土地制度の所産であるとす⁽¹⁾る。その起源は「古琉球に始まったとする説、慶長期以後とする説」⁽²⁾があり、明確な資料はみられないが、一七〇〇年代に行われたとされる糸満集落の宅地造成私有地はどのような位置づけにあるのだろうか。当時の歴史的経過をみれば、すべての耕地は一六〇九年(慶長一四)の薩摩藩侵攻直後以来行われた「慶長検地」⁽³⁾によって登録されたが、その後王府(羽地按司執政)は薩摩に荒地の開墾許可願を出し、同意を得て一六六九年(寛文九)三月一六日布達の法令によって山林、原野、海浜などの

開墾が許され、仕明地に限って私有が許されている。⁽³⁾ 仕明地とは開墾地のことで農民個人及び村の共有開墾による「仕明請地」と地頭や士が開墾した「仕明知行地」があり、元文検地（一七三七―五〇年）において作成された土地測量簿「竿入帳」^{（さし入れちゆう）}に記録され、仕明請地は仕明知行より多く、両者の田方は全田方の一六・二％、畑方は全畑方の五・六％にあたり、仕明地は国頭、中頭、島尻の順に多くなっており、仕明知行は田は中頭、畑は島尻に多くなっている。⁽⁴⁾ つまり仕明地許可の法令が出て以来「地頭や間切の有力者は百姓を使役して開墾し、また他人の開いた土地を買得し、そのためにも沖繩にも比較的多量の土地を所有する地主が現われた」とすれば、勢理をはじめとする海浜埋立てによる土地所有も仕明請地として認められたものであろう。その後、蔡温の農務帳（一七三四年、享保一九年八月制定）に始まる農政によって統制が加えられていくが、割替えの周期や方法も時代や地域によって多様であった。その周期は田は二年から三〇年、畑は二年から三五年、茅敷蘇鉄敷などの雑種地は二年から五〇年となっていた。⁽⁵⁾ その中でも糸満は特例で毎年地割替えが行われていたとして、東恩納寛惇は「糸満は、全部落が殆んど漁撈に従事している関係上、他の部落と比較して業務の危険性から人口の変化が太しかったと想像される」と述べている。⁽⁶⁾ 納税負担の確保とその均衡を期する目的が、はからずも糸満の特殊性を浮きぼりにすることになった。この割替えは、王府から役俸として地方のノロに与えられる「ノロクモイ地」や各間切番役人に与えられる「オカエ地」は例外を除いて、一般には制度の外におかれた。⁽⁷⁾ 一八九九年から一九〇三年（明治三二―三六）に実施された「土地整

理」⁽⁸⁾によってこれまでの旧慣地制・税制は廃止され、新しい時代を迎える。しかし、糸満の門共同体はずでに旧制度のもとでその宅地造成も終了し、この年（一九〇三年）、糸満漁業組合が創立され、鯉漁業と南方諸島出稼漁業が本格化しようとする時代に入っていた。その漁村、糸満の始祖ともいえる土地開発は、事実に根拠も含めた伝承がある。糸満の長老、根前小門の上原牛蔵氏（明治三九年生まれ）の語る勢理伝説はこうである。

「昔、勢理という屋号の大金持ちの家があった。上之平の住まいの横には大きな米蔵をもち、馬小屋もあった。ある時糸満はひどい飢饉に襲われて住民は餓死寸前になった。その時勢理が見かねて自分の米蔵をあけてみんなに分けてくれた。この行為に対して兼城間切座波にあった役場は「なにか礼をしたいが、ほうびに何が欲しいか」と聞いた。そしたらなんと勢理は「糸満の浜をもらいたい」と答えた。まわりは全部海だものね、みんな勝手に貝採ったり魚採ったりしてた時代だから、なんでそんなものという気持ちで役所は許可したわけさねえ。でもここの海は浅いでしょう。潮がひけば砂浜になる潟原^{（カッパ）}でしょう。勢理は馬車や人を雇って浜の砂をあげて屋敷をつくったわけさ。自分の屋敷ばかりでなくとんどん埋め立てていく。だれも思いつかないことだった。役場の通称「耳グワタンメー」（耳の切れたおじいさんの意）という、頭のある（頭の良い）人が「このまま放つといたら糸満人は勢理にしばらくおいてしまおうよ」といって考えた末、沖之島（アナギ）という島グワ（実際に存在した島で、現在はその一部に造船所が建てられ、村人の御願対象であったアナギ御嶽は現在も埋め

立てたあとに残されている」との交換を申し入れた。畑もあり塩たきもでき、干潮時には島グワーマで歩いて行けたし、その周りではアサリがたくさん採れた。⁽¹³⁾ 勢理にとつても遜色のない話であり交換は成立した。それからみんな真似して、力あるもんが次つぎと埋め立てて、糸満は発展していったわけさ」(一九八五年八月二六日、上原牛蔵氏宅で)

伝説の島、アナギ島は激動の昭和期を迎え、時代の荒波の中で、その姿をあらわにすることになる。医師となり日本本土に居住することになった勢理の後継者によってアナギは売却された。さらに転売され最後の持ち主となったのは、勢理と遠縁に当たる糸満在住の医師、玉沢一郎氏(大正八年生まれ)であった。その一郎氏の父、孝夫氏(医師)が最初の買い主、西平^{ニシヘイ}から買い受けたのは一九三九年(昭和十四年)のこと。島の畑にはイモが栽培され、個人所有の島として健在だった。が、間もなく襲来した戦禍のうずの中で沖之島(アナギ)も大きく影響を受けることになる。土地の所在、地番、地目、地籍、所有者などが登録された土地台帳が灰と消えた。沖縄各地でまず戸籍や土地の所有権の認定整備が急がれた。「一九五一年(昭和二六)△土地台帳条例△が制定され、再製がおこなわれた。その後△不動産登記法の一部を改正する等の立法△(一九六四年、立法第三二二号)により台帳と登記簿が一元化され、古い土地台帳は廃止された。現在、土地の現況は、土地登記簿によって明らかにされる⁽¹⁴⁾」。アナギ島に番地が付けられ、測量された結果は次の通りであった。

一番地(原野) 三七五坪、二番地(畑) 九九五坪、三番地(原野) 三三八坪、三十一番地(塩田)

三五〇坪、三十一番地(塩田) 二、二二二坪であった。一九四七年(昭和二二)「土地所有申請書」を提出し、一九五一年(昭和二六)四月一日付で発行された「土地所有権証明書」には一番地と三番地は糸満町所有となっており、玉沢氏の所有と認められたのは二番地の畑部分だけであった。証明するにも、広大な塩田を囲っていた石垣は、戦中に防空壕づくりのためすべて運び出されていた。

一方、糸満市役所発行の「広報いとまん」(一九七七年△昭和五二▽)一月二二日発行)による「沖之島(アナギ) 塩田問題」に関する報告は次のように述べている。

「①昭和四一年五月臨時土地調査庁が地籍確定調査のため独自に測量を行った際、玉沢氏所有の塩田として線引する。(沖之島・アナギ隣接西側)。しかし玉沢氏より塩田はアナギの南にあったので、西側ではないと異議申立てがあり、筆界未定としてくれとの異議申立てがあり、筆界未定として公簿上も抹殺された。②一九六九年(昭和四四) 玉沢氏が町及び市議会に初回の陳情で所有権を主張した区域(担し、三年後③の区域に変更する)。③一九七二年(昭和四七)、市議会に二回目の陳情で所有権を主張している区域、現在は埋め立てられ、造船場北側の児童公園になっている」。

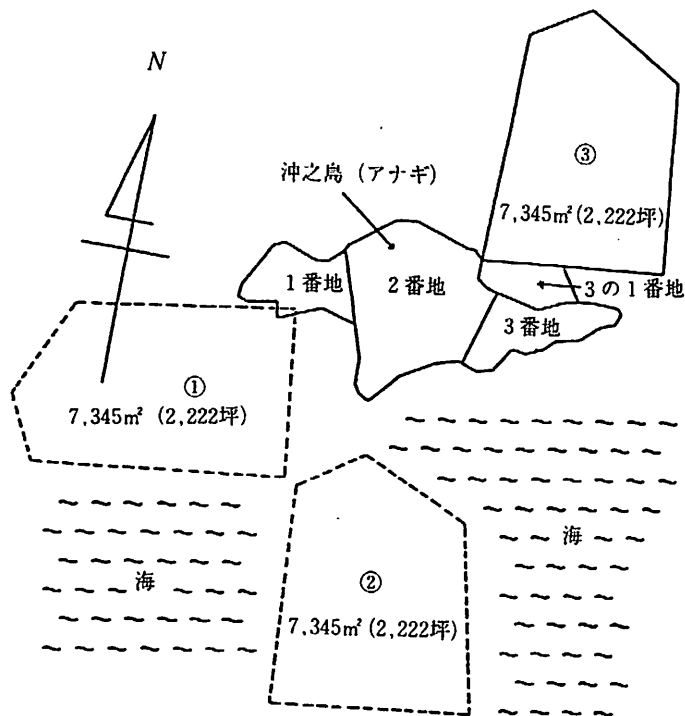
他方、漁村・糸満の戦後の復興は急ピッチで進められていた。⁽¹⁴⁾ すでに一九五九年(昭和三四)には公有水面埋立事業の計画はすすめられ、五月二二日、行政主席、当間重剛の名をもって、告示が出されている。「市町村自治会(一九五三年立法第一号) 第三条第一項の規定により、左記所属未定地を糸満市に編入する」として、A地区(五三五坪五合)、B・C地区(二、八四〇坪六合一勺と一一、

○七九坪四合六均)、D地区(六、二八八坪三合六均)の地先公有水面埋立地が指定されている。これらの第一次埋立事業の先鞭を切り着工されたのが、「川尻地先公有水面埋立地」(一九六七年八昭和四二〇一〇月竣工)と称されるアナギ島の一部であったのである。あわてた玉沢氏たちの親族は、せめて塩田だけでもと、独自に証拠集めに走った。

製塩は専売局の管轄と教えられ、鹿尾島県専売局をたずね、ここで所有権を証明する調査を見つけた。「糸島町」と誤記されていたが、面積は糸満市で測量されたものとは合っていた。また、大正期にこの塩田を借りて製塩業を営んでいた豊見城や糸満の人もさがし出し証明してもらった。根前小の上原牛蔵さんをはじめとする古老たちの署名も集めた。その結果、三―二番地の二、二二二坪の塩田は裁判所の調停によって認められ、それを市に売却し、埋め立て地の保証として一、三〇〇坪をもらい受けることができた。現在、一番地と三番地はすでに埋め立ても完了し、糸満市の所有地として宅地分譲されている。しかし市側も「誠意をもって対処」することを広報で表明しており、「玉沢氏の所有であることが証明できればいつでも手続きを経て所有権を返還いたします」と答えている。

伝承の島は人びとの心かげりを投げかけたまま、地の底に沈んだ。しかしアナギはかつては勢理のものであり、王府時代糸満ではじめて宅地を開いた村の富者「仕明地持ち」であることだけは確かなようである。

〈第3図〉沖之島(アナギ)、塩田問題の略図



【広報いとまん】(1977年11月22日発行)より。

注

- (1) 仲松弥秀「沖繩」『日本の集落』(集落地理講座・3)一九五八年、朝倉書店、四二〇―四二二ページ。
同「沖繩の集落と土地制度」『古層の村。沖繩民俗文論』前掲書、一一ページ。
- (2) 東恩納寛博は「薩摩入後総石高に対する納税額が定められ、その後農耕地の増加を見越して、税額を引き上げられたために、その税額の耳を描へる必要上、頭割の負担額を確保する必要に迫られてからの制度である事は、殆んど疑ふ余地がない」としている。「東恩納寛博全集」(7)前掲書、七〇ページ。
起源説に関しては明確な資料がないため、いくつかの説に分かれており、山本弘文によれば「古琉球時代に始まったとする説(伊波普猷、仲吉朝助、安良城盛昭など)と、慶長期以後に始まったとする説(東恩納寛博、田村浩、仲松弥秀、渡口真清など)があり、決着をみるにいたっていない」という(沖繩大百科事典(中)前掲書四七二ページ)。
- (3) 東恩納寛博「地割制」同右、七一ページ。東恩納はこの仕置は「薩摩の増税に應ずるため」としている。
- (4) 「沖繩縣旧慣租税制度」(竿入帳)『沖繩縣史』(第21巻資料編Ⅱ)、琉球政府、一九六八年。渡口真清「仕明地」『沖繩大百科事典(中)前掲書二六六―二六七ページ]。
- (5) 宮城栄昌「沖繩の歴史」日本放送出版会、一九六八年、一一四ページ。
- (6) 東恩納寛博「地割制」『東恩納寛博全集』(7)前掲書、七三ページ。
- (7) 同右、七三ページ。
- (8) 鳥越憲三郎「女神官の祿制」『琉球宗教史の研究』角川書店、一九六五年、三三三―三四六ページ。鳥越が示す「女神官役俸表」(フクロモイ地の実取種高)によると、糸満ノロクモイの役俸石高は米一石九斗四升となっている。二五〇人中米三石以上のものが三三名おり、高率の役俸をうけている地方は一般に米産地であることから、鳥越は「中央政府の下に祿制が統一されておらず、地方の経済的事情により、随意に領主は管内の女神官の役地を増減したものと考えられる」と分析している。
- (9) 一九〇三年(明治三六)に臨時沖繩県土地整理事務局によってまとめられた土地整理の事業報告書「沖繩県土地整理紀要」『沖繩縣史』(第21巻資料編Ⅱ)前掲書、五九三―六九二ページ]によると、旧来の農民保有地を私的所有権として認めると同時に、定率金納地租のもとでの納税の義務が与えられた。
- (10) 一九〇三年(明治三六)七月二十五日付「琉球新報」は「糸満浦漁業組合の成立」を報じ、翌月八月三日付の同紙には、慶良間島ではじめられた鰹漁業が好調なのに対し「糸満村の漁業者に於ても其有利の事業なることを認め一の組合を組織し同業を営まんとして目下其計画なりといふ」と報じられている。さらに二日後の八月五日付では、糸満漁業組合の総会が開かれ、「県庁よりは玉城技手出張したるか鰹漁業並に南洋諸島へ出稼漁業に関する奨励演説を為したり」とあり、糸満漁業者の組織化への第一歩が記されている。
- (11) 與世里盛忠「地理的ニ見タ糸満研究」(ソノ二)前掲書。アナギ周辺の「海底は泥混りの砂地が大部を占め元はエビ、アサリの棲所として好適地であったが今は埋立工事のため絶滅に類しつつある」とあり、牛藏氏の話を裏付けている。
- (12) 久貝良順「土地台帳」『沖繩大百科事典』(下)前掲書九四九ページ。
- (13) 「市と玉沢家の土地問題に答えます」——市は誠意をもって対処」のタイトルで掲載された、「広報いとも」(一九七七年一月二二日発行)
- (14) 戦後の港湾事業および埋め立ての状況。一九五二年(昭和二七)五月一日、埋め立て土地の割り当てが行われる。一九五三年(昭和二八)一〇月二二日港湾測量実施、一九五四(昭和二九)十一月五日糸満港浚渫工事着工、経費七〇〇万円、浚渫船は米國のガルフストリーム、埋立地一万坪。同年十二月一日糸満港浚渫工事完了式。一九六七年(昭和四二)一〇月三十一日浚渫船「さざなみ」による漁港浚渫開始、一九六八年(昭和四三)二月二〇日完了。再び同年十二月三〇日漁港浚渫工事竣工。他方公有水面埋立事業による宅地造成も急ピッチで進められた。一九六四(昭和三九)には漁港周辺およそ四六ヘクタール、一九七〇年(昭和四五)には川尻地先に八・二ヘクタール、その二年後には現在の市役所所在地約二二、

四ヘクタールが造成された。さらに第三次埋立（南浜埋立事業）が三七ヘクタール、第四次埋立（沖繩水産高校周辺）二九七ヘクタールが造成された。今では現糸満市街地の四倍にあたる埋立地をもつ。（資料・糸満市役所「糸満市史研究資料」『市勢要覧いとまん』一九七九年版・糸満市）

五 親族集団「一兄弟」の果たした役割

門名ジヨウメイとなった屋号をもつ家と門の成立とはどのような因果性を含みもっているのであろうか。勢理を門の創始家とする富盛門、長嶺大屋を創始家とする長嶺門、西平を創始家とする根前小門（上）、高良小を創始家とする高良小門と、もつとも早期に形成され、前章にみてきたように形成過程においてある種の類型化がみられる四つの門に注目してみたい。その第一点は門の創始家であるばかりでなく、門中の宗家（ムートウヤー）でもある勢理と西平が門名に使われていないこと。特に勢理は門集落の祖ともいえる家であるにもかかわらずである。二点めは年三回行われる門御願もまた、創始家を基準とせず、門名のついた家が司っている点である。これらのことから門共同体は独自の発展形態をもち、その歴史的、社会的基盤のもとに構成されていた集団であることは明らかである。後に述べるように、門御願を最初に始めたといわれる長嶺染屋は長嶺大屋の分家である。漁業者でない現在の当主が、今なお祖先からの言い伝えを守って門御願を司っている長嶺染屋では、戦後の混乱期に、象徴的なできごとが起った。各地に散っていた地元住民や移入者も加わって近隣関係が再編されたおり「なんで

海人でない長嶺染屋で、海人の御願をするのか」という疑問の声があがったというのである。しかも本家筋をさしおいてなぜ分家筋の家で、という感情も多分に含まれていた。そうしたある日、長嶺染屋の現当主、上原健永氏（当時一九歳・現会社経営）は父、忠蔵氏からその伝承を書き止めておくように言いつかった。幅一三センチ、縦二〇センチの茶色に変色した小さなノートには次のように記されている。

「門御願について―当説は漁村糸満とも云はれ、沖繩第一の漁村として世に知れしものであります。其の漁村糸満の海幸を計らんとして毎年旧二月、十二月には御願日を選定して各門々に開かれる特殊な行事であります。当長嶺門としても古今に到り比の御願を続行して各々より其の費用を出し合ひ、互いに集いて海幸を願ふものであります。長嶺染屋の先祖が漁業、サガアマアを営みし時、此の御願を始めて世代々に当家にて行ふものであり、その後、各門が行ふ様になったのであります」

門御願は当家から始められたことが強調されている。そして一九四八年（昭和二三）旧暦二月一四日の御願から書き始められた会計ノートには、御願費用の「ヌキ賃」（集金）として各世帯から一〇円ずつ抜いた（集めた）ことが記されており、それらの世帯は「上ノ手、四五戸、南ノ手、三七戸、中ノ手、三九戸、下ノ手、二七戸」である。下ノ手の二七戸が富盛門の通りの戸数を指し、残りは全部上之平地区を指したもので、総勢一四八世帯の人びとが長嶺染屋に集ったことを示している。高台の古い集落、上之平にも多くの漁民がいたが、門をもっていないので、その多くが、長嶺門に集い、

門御願を長嶺染屋家が司っていたことが理解できる。たしかに糸満には強力な門中組織があり、門中頭は祭祀を司る最高権威者であり、宗家と分家の関係も尊重される。しかしここではつきりさせておかなければならないのは、門中組織の観念は墓を中心としたものであり、渡辺万寿太郎が指摘しているように「その機能は殆ど祖先の祭祀に限られ、一般生活、生産等に関する共同は殆んど見られない」⁽²⁾のであり、「葬式、結婚等も門中とは無関係に行われ、新築、屋根葺、その他ゆひ等も門中とは無関係に組まれる。糸満町に於ける主要産業は漁業であるが、出漁の際同じ船に乗るのは近隣、知人関係で、門中とは関係ないのである」⁽³⁾と明確に分析しているように、糸満の場合、一つの墓を使用していることが、必ずしも単一の門中・ハラではない。「イリク」と称して幸地墓は幸地バラと赤此儀バラ、二、三軒で一つのハラを構成しているサグン「カ所バラ」、四つの一門が一緒になっている上米須バラ（保才・座久ジン・玉城・宇那志バラ）⁽⁵⁾など、その構成は多様である。したがって漁撈集団として形成された門集落においては、漁業を媒介とした共働の結果立ち現われてくる社会関係のもとで、もっとも栄えた家が自然発生的に門集団の代表格となり、御願も司ったと考えるのが自然である⁽⁶⁾。

しかし、漁具の発達も未熟な漁時代には力の差は生まれようもなく、社会組織が確立し宗教的思想が体系づけられるのは、前述した漁垣時代から魚網併用の時代にかけてであり網漁の出現にもなって力のあるものが頭角を現わしてきたと考えられる。沖縄の網の登場は尚泰久王の時代、一五世

紀中葉の勝連城主・阿摩和利の伝承に遡る。蜘蛛の巣がけを見た阿摩和利がそれにヒントを得て網を生み出したというのだが、鳥袋源七は神歌にアマワリとササム（サザン網）のことが出てくることから、アマワリ説を裏づけている⁽⁶⁾。さらに、サザン網は、刺網から形を代えて小型追込網になったものであり、漁法は竹棒で小魚を追込む狩込網であるという。このサザン網は長嶺染屋で営んだとされる「サガアマ」と同じ漁のことである。サガアマとは小さな飛魚の名でもあり、この小魚を袋網に追い込むのである。この漁を見聞きしているのは糸満でも明治期の海人だけである。

桜田勝徳「隠岐島に於ける糸満漁夫の聞書」⁽⁷⁾によれば、サガアマは小さな飛魚をとる網で、糸満地区では昔から営んでいたこと。昔はサバニを二、三〇隻も必要とし、一隻に五人内外の漁夫が乗り込み、全体で百人以上の漁夫が組んだこと。さらに漁法は「フクロとタテ網とを適当な場所に掛けて置き、十町乃至二十町も離れた所から、各船が一定の間隔をおいて各自竹の棒で海面を叩き、漁を脅し乍ら進み、魚を網中に追ひ込んで捕へるのである」と述べられ、この漁法は四十年以来（昭和一八年八月の聞き書き）変化し、船五隻、乗組員三、四〇人で行い、乗組漁夫はいずれも海中に飛び込み両手を開いて水面を叩きながら魚を追いつまむ方法に変わったことが語られている。つまりサガアマは、水中眼鏡が発見される以前の狩込網漁法で、船の上から竹の棒で海面を叩いて魚を追いつまむサザン網に一致する。聞き書きが明らかにするように、古い時代のサガアマが百人以上を必要とする漁であるとするれば、網元であったという長嶺染屋はかなり活気に満ちていたことが想像できる。その中

六 門御願の変遷と門共同体の三類型

門御願は門の形成過程において、漁民共同体の核として成立した信仰であることはこれまでみてきたとおりである。したがってその原形的形態は航海安全大漁の祈願と感謝の御願で、女性中心の南島の祭祀行事にあってはめずらしく、男性である海人の参加によって行われてきたものである。当時を知る人びとの証言によれば、¹⁾行事は会計をはじめ男衆によって運営され、御願のあとは仏壇の前で祖先と共に共食し、あるいは浜にムシロを敷いて夜遅くまで泡盛の宴が続いたという。戦後は漁民人口の減少と時代変化の中で、その成員は海人から妻たちに、漁民共同体から近隣共同体へという変容はもたらしたが、門御願は衰退するどころか、地域住民の健康と繁栄の願いという御願内容をも含みもちつつ、近隣社会に深く根をおろしている。新興地区の漁民や住民にも継承され、地区によって多様な運営がなされている。現在門御願は一年じゅうの守護をお願いをする旧二月の立御願^{カテイカケ}(祈願)、半年間無難に過ごせたお礼と残りの半年間の無事を祈願する旧六月の中御願、そして一年間のお礼でしめくくるシリガフー(感謝)の三回が行われているが、伝統的には二回であり、中御願はいつの時代にかユタを通じて登場し定着したのもいわれる。各門が守り続けている方法と特質は、明らかにその変遷を物語っている。

(一) 伝統維持型

富盛門から町門まで五つの門には、かつて門ビン(門専用のビンシー入塩、花米、酒瓶、盃、平御香の入った携帯用御願道具[▽])を管理し、御願を司った家が存在した。漁業によって力を示し、その屋号が門名になったという、もともと伝統的な形成過程を示す門である。現在、そうした家はほとんど消滅し存続するのは長嶺染屋一軒のみとなったが、この伝統がどれほど意味をもつかを示すのが、高良小門である。門御願を司った高良小家には後継者の男子がなく、数年前家を守っていた老夫妻も亡くなった。現在、家屋は貸アパートとして娘夫妻によって管理されているが、トートローメー(祖先の位牌)が祀られた仏間はそのまま残されている。

そこで高良小門では御願の日は管理人からカギを借り、この家の仏壇の前に集うのである。拝所まわりのあとは、また仏壇に報告し、祖先とともに、ウサンデー(供え物のお下り)をいただくのだ。部屋は空室のこともあれば、借家人のいることもあるが、御願は変わりなく続けられているのである。そのだれもが何の異和感ももたず、ごく自然のこととして門御願がアパートの一室で行われる。

「ビンシーも、茶わんも、重箱も、風呂敷も門御願の道具はみんなこのおうちにあるよ。門の願いが出た元祖のおうちだからね。ここの仏壇に願ってからでないと、立御願もシリガフーも始めることはできないさあ」と大城くしるさん(明治四三年生まれ)は語る。今なお立御願とシリガフーの二回

説を堅持しているのは、富盛門と長嶺門と高良小門、それに後年生まれた門ではあるが富盛門に隣接しているイビンメン門もこれに習っている。前に述べた上原健永氏が記録したノートにも二回説が明記されている。

「旧二月の御願は年立願ネタケワランとして行うものであり、お供えものは一、オカズ（カテムン）、二、洗米（アレグミ）、三、酒（盃にて行ふ）。旧十二月の御願（年末札願）として、一年中豊漁し無難に働かして戴いた事の御礼をする御願いなり。お供えものは一、餅、若しくは饅頭、二、ミバレー（2）、三、酒（茶碗酒にて行ふ）」とあり、この方法が代々受け継がれてきている。もちろんこの二回の原型は他の門でも同様で、供え物の米には花米ハナメと洗い米アレシメがあり、洗い米は七回洗った米で必ず旧二月の立御願には「私たちの心もこのように清めて下さい」という意味で用いられ、それに対して旧六月は洗わない花米が用いられるのが一般的である。門によっては両方用意される。さらに旧一二月のシリガフーは餅もしくは饅頭としてあるが、餅は「ウチャナク」と呼ばれる三段重ね（下から順次小さくなる）のものを三組を指し、感謝の御願として、酒が盃から茶わん酒に変わるのも各門とも同じである。拜所めぐり（3）は、村の守護神白銀堂を中心に、野呂殿内ノロノヂノ、根人ネノ、参頓毛サンテンモウを糸満の国元とするとところから「くにまわり」と呼ばれる。これらの拜所をおもにして各門によってゆかりのある井戸や御嶽など、先人から伝えられたコースを守って巡拝する。

（二）近隣コミュニティ型

兼久小門、西新地門、鍛冶屋門の町端区に属する三門は若い層が多く、運営も積極的である。ユツカヌヒ（旧五月四日）のハレーと旧八月一五夜の綱引き行事のあとに行う門ごとの御願や門遊ジョウびには、向上会長に交渉して年間六〇〇〇円の援助費が区から支給される。各家庭からは年間一、〇〇〇円の御願費用が集められ、三回の門御願がまかなわれる。この三門は漁家が密集していたため、特に海人の行事ハレーに熱心なのが特徴である。旧暦四月二〇日以降、ハレー前には「山留みヤマド」（山留み）といつて人びとは一種の物忌みの生活に入り、御嶽などでの御願はいっさい禁じられる。約六日後の明け方、参頓毛でハレーの実行委員長である糸満漁業協同組合の組合長によってハレー鐘が打ち鳴らされると、山留みが解かれ、この日から糸満はいっせいにハレーに向けて活気づく。門の女たちは、「前拝み」と称し、はやばやと自分たちの組が勝ちますようにと白銀堂、野呂殿内へ御拝みウガに行く。前日は爬虫船の出入り口となる船揚場（ヒラグワー）や浜の竜宮の祀などの清掃や修理に総出で参加する。さて当日は早朝四時、各門のアタイ（当番）は門のピンシーをもちハレー船に乗るトウムヌイ（かじとり）も参加し、白銀堂と参頓毛へおがみに行く。そして競技が行われ、最終のアガイスーブ（最終の勝負レース）がすみ、ハレーシンカ（漕ぎ手）たちが野呂殿内でヌルの祝盃を受けに行くころ、女たちは各門のスージグワー（小路）や浜から白銀堂と参頓毛に、無難に終了したこ

との報告と感謝のお返し御願をする。前もって準備しておいたカテムン重を供えて。そのあとのごちそうの供し方はさまざままで、西新地門の場合は井戸の前に集ってシャミセンと歌に興ずる。翌日は「後生^{ゴシ}パーレ」と呼ばれ、後生(死霊が行く来世)の死者たちが海上でハーレーをしているとされ、この日海に出ると姿はなくなるともサバニを漕ぐ音やハーレー歌のはやしの声が聞かれるという言い伝えがあり出漁は禁じられ、女たちもこの日は「クシユックイ」(骨休め)といい、ハーレーの疲れをいやす日である。漁業を一本の柱とし得なくなりつつある現在も、継承されてきた門御願を尊重し、その集いによって彼女たちの近隣コミュニティはより多様に深められていくようだ。

(三) 新興・流動型

埋立事業によって新しい門が形成され、御願の運営の形態は多様である。寄留住民を中心としていため、漁民以外は関心がうすいので近隣共同体としても構成しにくい。西川門と大浜の場合の御願費用は区費でまかなわれている。その運営は海人の妻たちを中心に区長も参加する。たとえば一九八六年(昭和六一)旧二月の立御願の会計報告には合計一万五三〇〇円が計上されている。この月は重箱料理はなしで拝所³まわりをするので移動用の車賃三〇〇〇円、根人、野呂殿内に各一〇〇〇円ずつと白銀堂に一〇〇円のおさいせん。こも御願を司るお年寄りがいないのでユタに依頼する。ただし、同地区に居住する人なのでお礼としてタバコケース。中御願はカテムン重と餅重が出て、拝

所はまわらずお返し御願で一万六二〇円、シリガフーが重箱もあり拝所めぐりもあって一万五八〇円。拝所めぐりは代表のアタイ(当番)二人にユタ、区長が同伴する。車でまわっても三時間はかかる。このメンバーの昼食代も含めて一回ごとに区費として精算する。

御願の専門家ユタの先導による拝所まわりは本格的になるので拝所の数もかなり多い。一九六八年旧暦六月一四日、先勝の日(新暦七月二〇日)、新興地、中浜の「中御願」に同行させて頂いた。こちらもお年寄りが不在で、ユタによるくまわりとなった。アタイの玉城スマ子さんと南区区長の上原ツルさん、移動には軽自動車を動員。炎天下を約四時間かけてまわった拝所はざっと一一カ所であった。

白銀堂、アナギの竜宮神、七竜宮、スーチ(今竜宮)、野呂殿内、殿内屋、クガニムイ、参籠毛、南潟カー(かつて南区の住民の飲み水で若水をくむ井戸)、中浜の井戸(中浜に祀られている竜宮とつないだ井戸で、以前は洗たく用水として用いられた)、最後に自分の浜の竜宮にこの日の御願が無事にすんだことを報告する。船置場で船の修理をしていた海人たちも竜宮の前に集ってきて手を合わす。そのあと公民館でもちや重箱のごちそうを男衆もいっしょに味わって、汗まみれの御願は終わった。この日の経費は三枚肉、カマボコ、豆腐、天ぷら、米、餅、ジュース、コーラ、平御香、白紙、野呂殿内へ一〇〇〇円、白銀堂へ一五〇円のおさいせん、車の貸り賃五〇〇〇円、ユタへの支払い一万円とざっと二万四三五〇円。西区町端区の門は中御願は御通しですませるが、新興集団は逆に大がかりで

ある。

注

(1) 長嶺門の門御願を司っている長嶺染屋の当主、上原健水氏の話によれば、氏の子供時代はもちろん、戦前までは御願の日には大勢の海人が集まり、夜遅くまで泡盛の宴がくりひろげられていたという。同門の上原亀広氏も「海の御拝」として海人はだれもが参加したし、係も分担して、男衆中心の御願であったと語る。

(2) ミバレーとは供養する人のない身よりのない霊に対する供養の供えもの。バレーは祓い清めるの祓いからきているという。

(3) 門御願の拝所まわり

△大浜の場合▽白銀堂↓根人↓野呂殿内↓参籠毛↓クガニムイ——ナンジャムイ——白銀堂下の竜宮↓アナギウタキ↓大浜の竜宮。

△長嶺門の場合▽白銀堂↓野呂殿内↓根人↓竜宮↓長嶺門の浜↑上原健水宅(共食の宴)

△高良小門の場合▽白銀堂↓根人↓野呂殿内↓参籠毛↓竜宮↓高良小門の浜 仏壇のあるピンシーを預る家(貸家)で祈願。

△野門場合▽白銀堂↓参籠毛↓殿内屋↓クガニムイ。

△西新地門の場合▽二組に分かれて白銀堂と参籠毛を拝んでくる。

△鍛冶屋門の場合▽白銀堂↓竜宮(アナギウタキ)↓野呂殿内↓参籠毛↓カンジャーカー(正月は若水をくむ)↓門の浜の御願所。

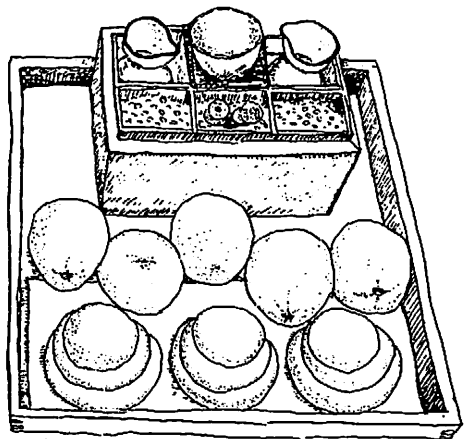
(4) 参籠毛は南山城陥落のさい、三代目南山王、他魯毎(タロマイ)王が逃れ自殺したと伝えられる史跡のひとつで、遙拝所となっている。

七 旧暦六月の門御願の一日

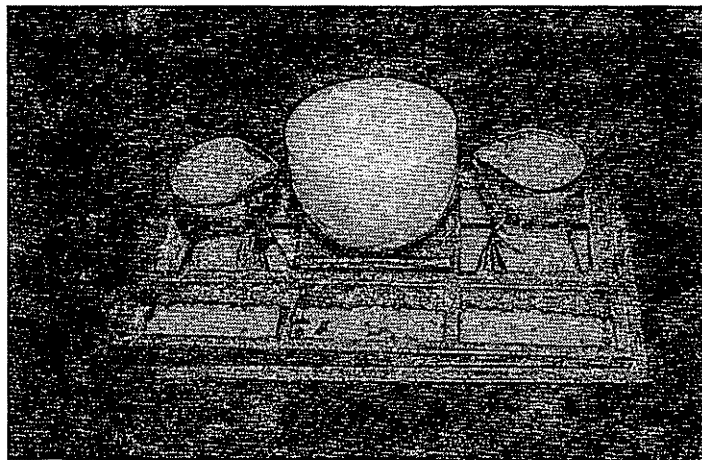
一九八六年旧暦六月十二日の大安吉日(新暦七月一日)、西新地門の中御願が行われた。アタイ(当番)の上原秀子さん宅の台所は、朝から供えものの準備でにぎわっていた。夫の喜昭氏は、八トン級の船をもち、底延縄漁を専門とする漁師である。数人の女たちが調理をすすめている。まず五切れの短冊型に切られた生豆腐を卵にくぐらせて油で揚げる。柔かくて味もまろやかだとお年寄りに好評だ。豆腐はアギのユガフー(陸の豊稷)を意味し、戦前は最大のごちそうであり、御願用には生豆腐が常識だったが、近頃はおいしく調理する。次はニンジン、サヤマメ、タマゴも加えたかまぼこのもとを小さくまとめて揚げものにする。カジキマグロの天ぷら、プタ肉やコンブの煮つけと手早く、にぎやかに作業が続く。米三口を炊き上げたごはんはまるくにぎられて重箱へ。最近餅を使う門が増えていくが、面倒でもおにぎりが本式だという。一方カテムン重の盛りつけは、中央が肉と決まっている。両側に他の料理をたっぷり盛りつける。その数はきまって寄数個であることに注意する。偶数は二つに割れると分かるかといって嫌われるからである。飲みものも用意されて、この日参加が予定されている三五人分の料理が出来上がる。

そうしている間に三々五々集ってくるお年寄りは居間でゆっくりとお茶を飲む。盛りつけの終わった重箱二つを風呂敷につつま、酒、花米、白紙、平御香(長さ一五センチ、幅一、六センチの平たい御

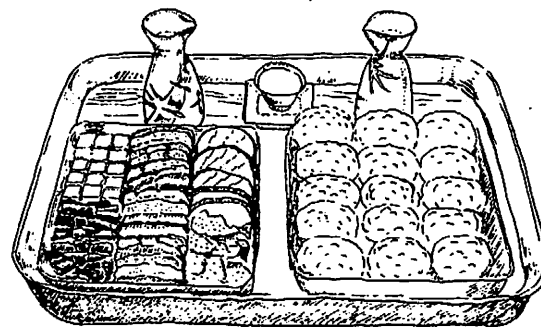
シリガフー（感謝）の御願



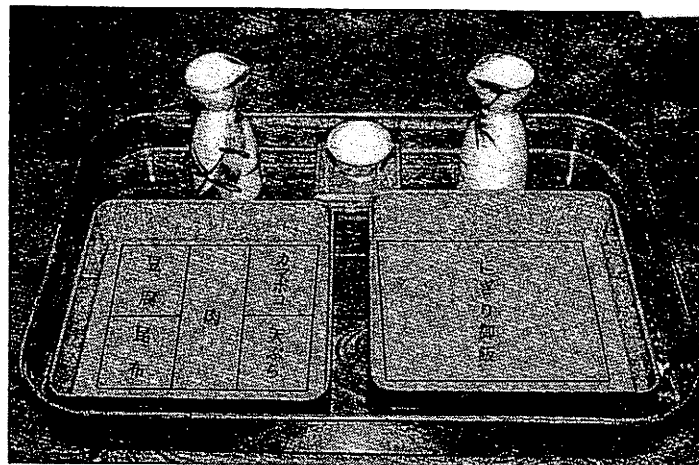
<第5図> 巡拝には携帯用の蓋付き御願用具、ピンシー（対の瓶、盃、花米、洗米、平御香、白紙入り）を持っていく。①旧暦12月は感謝の御願なので盃から茶碗酒に替わる。②ウチャナク（三段重ねのモチ三組）と③七回洗って清めた洗い米も加わる。



門御願の供え物



<第4図> 旧暦6月の中御願と12月のシリガフー（感謝）の御願の供え物。
①カテムン重（左）の盛りつけは肉の煮つけが必ず重箱の中央に。②海の幸（魚）と陸の幸（豆腐）を加える。③右はにぎり御飯の重箱。最近では餅を供える門もある。いずれも15個から19個の奇数個と決められている。



香にみぞが引かれ、六本分になっている。)を持って外へ出ると露地の日かげに二、三〇人の門の住人たちが待っている。旧暦二月と十二月は拝所めぐりをするが、中御願は自分たちの浜(門)からのお通し(遙拝)である。スージグワー(小路)を下って護岸通りの船揚場から、白銀堂、参巖毛、ナカムイ御嶽の三カ所にお通しする。白髪美しい女性が御願の準備をととのえる。平御香は白紙の上に三カ所に分ける。六本組二枚を重ね、さらにその上に三本組をのせる。この三本はいわば神様になく役割を果す切手や電報のようなものだという。御香はお通し御願や先祖にはたくが、白銀堂など拝所へ直接行った時は御香には火をつけない。御願を始める前とあとは、必ず、供えた御香に花米と酒をわずかずつかける。これはこれからお願いをしますという、あいさつのようなもの。次に「今日は中御願の日ですので、浜からお願いを申します」と御願の内容を明らかにし、「西新地門の何名がまいりました」と唱える側の存在を明らかにし、最後に半年間無難に過ごせたお礼と、あと半年間の祈願をし幼い者から年寄りまで八区五一番組(西新地門の行政区)の全員の加護をお願いし、御香の上に花米と酒を少量かけて御願のしめくりをする。

そのあとは門の井戸あとへ行き、御願が済んだことを報告してウサンデー(供え物のお下り)が全員に配られ、神や祖先ともに共食する。いわゆる直会である。ちなみにこの日の経費はすべて合わせて一万二四八〇円。年間一世帯一〇〇〇円の積み立て金で十分まかなえる金額であった。

次は今年八六歳になる上原としさん(明治三五年生まれ)を中心に五人ほどが再び上原さん宅へ移

動して二次会へ。「豆腐の乱切りとアーサ(沖縄近海でとれる海藻)の吸物、アーサ汁のふるまいを受けて、門遊ジヨウケンびは佳境に入る。シャミセンがひかれ、琉球民謡のリズムが流れはじめると、だれかれとなく人びとが集ってきて声を合わせる。そして昨年上原としさんの八五歳のお祝いに門の仲間たちがプレゼントした「友愛会の歌」を琉球民謡の労働歌として親しまれている「汗水節アツミツノフシ」(作詞・仲本稔・作曲・宮良長包)の曲に合わせて歌い始める

一、若さある年や(若い時には)

成し子生み育て(子供を生み育て)

遊ぶひまねらん(遊ぶひまもなく)

年よとたん 年よとたん 年よとたん(年をとってしまった)

五番まである歌詞は、としさんの長い苦難の道を賛美し「今こそ心をうち合せて、思いのたけを語り合おう、踊り遊ぼう」と人生を歌いあげる。この詩をつくったのは、同じ門仲間の玉城八重子さん(明治四〇年生まれ)である。門の仲間三四人は「友愛会」と名づけ、月に一万円の模合を楽しんでいるが、その席で、たった二〇分で仕上げたという歌である。

※二番以下の歌詞は次のとおりである。

二、んまがんちからや

世の中のしけん
うちゆらくらくと

遊ぶうれしや 遊ぶうれしや 遊ぶうれしや

三、あらし波風入

しけんうちわたて

うまんつと共に

うち世わたら うち世わたら うち世わたら

四、となり組子しび

心うちあわち

たげにかたらやい

うどてあしば うどてあしば うどてあしば

五、くわんまが共に

あがいてら うがり

んかて来る年

みよの光り みよの光り みよの光り

おわりに——多様な価値空間を求めて

旧糸満に固有に成立した地域共同体としての「門」は、二五〇年に遡る成立から現在に至るまで、いつの時代においても共同性に対応する自律的空間としてその在り方をさし示してきた。¹⁾しかし装置

としての門をとり囲む環境の変化はあまりにも大きい。長いこと港もなく、自然の入り江を利用していた糸満に一九八二年（昭和五七）、水産業発展の先導基地としての糸満新漁港が開港した。さらに沖縄本島南部地区の中核都市として開発が続けられている。どこにもみられないほど豊かな糸満の漁場で、海人たちがそれぞれに名前をつけた干瀬やイノー（浅瀬）は、今コンクリートの下である。失われた魚のすみかや海図の上に指さしながら、年老いた海人は夢みるように語り続ける。

「この干瀬の先はカマスが大漁したからカマサヤヌサキ、赤い珊瑚だったからアカヤナー」と。

「ガザビシ」という干瀬もある。その干瀬のまん中は「ナカンガジャ」、建干網（アンブシ）の好漁場で干瀬をトウガイ、干瀬がカーブして浅瀬になった「ガジャマガイ」、建干網（アンブシ）の好漁場で干瀬を抱くように網を据えるから「ビシダカー」、「ンジュキヤ」は、ンジュ（水路）キヤ（切る）で、水路を横切るように網を張っておくと、海底の魚があがってきて沖に向かうので、みんな網の中に入る——自分の庭先のようなだった。かつての海をあとに、糸満の海人たちはサバニのカイをエンジンにかえて、速く沖合へと出漁する。手こぎのサバニは転覆してもすぐ元にもどせたが、今はそうはいかない。エンジントラブルを起こしたらもはや救助の手を待つ以外なのである。海難防止と海難救助体制を完備するため、門単位の漁民共同体の総体として、彼らは「糸満くり舟振興会」を結成、門の上部団体を編成した。「糸満くり舟振興会細則」によると機関故障などで他船に曳航された場合は次の金額が支給される。(一)ルカン礁及びキイ島周辺から曳航される場合、一万円。(二)渡嘉敷、前島周辺

から曳航される場合、二万円。(三)イカ釣漁場から曳航される場合、二万円。(四)宮古曾根周辺漁場から曳航される場合、二万円。(五)前各号以外の場所から曳航される場合は役員協議の上決定する。また、これらの「琉球水難救済会費の集金は、各自の門ジメックの係員が集金して会長のもとに届け、会長は金額をまとめて糸満漁業協同組合に納入すること」とあるように、実践の多くは門単位に行われる。こうして夫たちの仕事が危険と直面している以上、妻たちはその精神的営為として門御願をおろすかにはできない。今や地域の御願として定着はしているものの、やはりそれを先導するのは海人の妻たちである。生産としての漁業の歴史的变化も、住み手の生活意識の変遷も、あらゆるあふれをそのまま受容しつつ、不可分なく機能している門の物理的、精神的構造は、均質化した現代社会が持ち得えない多様な価値を含んでいる。

いずれにしても海上における漁撈活動の危険性と隣り合せに生まれた門御願は、遠く石垣市の糸満集落で、糸満とまったく同じ方法で継承されていることを知るにいたった。⁽²⁾糸満に近接した分村、具志頭村港川にも、大移動が行われた奄美大島にも伝わっていない門御願が、なぜ八重山に継承されたのだろうか。それらの問題は稿を改めて八重山における糸満漁民の門なき門御願と、その人びとの原郷思想をさぐってみたいと思う。

注

(1) 規約にみる門の組織と機能・根前小門契約證から。△根前小門は、糸満市宇糸満七区の三、四班の三三

戸からなり、全戸漁業専業である。また以下の規約は一九四九年(昭和二十四年)旧一〇月二六日から五年(同二六年)旧二月二八日までのものである。▽。

「根前小門契約證

第一条 根前小門の行事のある時は家庭から各一人出席致し、協議することを約す。

第二条 根前小門の相互の親睦を計るため旧一二月中に親睦会をもようす事。

第三条 親睦会の席上で、一ケ年の計算報告を致し、協議事項を致すことを得。席上で門のアタイ(注・当番)の人選をする事。

第四条 門の一ケ年の行事に対し違反する者は、何事があつても並石(注・船揚場)を使用する事を禁す。

第五条 門の作業の場合に出勤なき、欠勤者は、課帯金(注・罰金)を支払う事。課帯金は作業事情(注・作業の種類)によって指定する事。(家庭の事情により、いとま致した場合は都合により認る事)。

第六条 朝舟揚げる時は、道路の並石の邪魔にならぬ事を約す。

第七条 門子座金を貸す時は、門の入用次第にする事。もし(門に)入用なき時は、(年間貸し出し)一ケ年の計算の日に元利金とも支払い致す事。利息は半年に一回、残額の利息は元利金とも支払い致す事。」

このように門は共通の利害を持つ集団である。親睦を計りながら一方で四条が示すように門のための労務の提供が義務づけられ違反者に厳しいペナルティが課せられている。共同の「仕事ヲシナイ時ハ、一百円ノ罰金。シカン代理ハミトメル」という長嶺門のようなところもある。各門とも月掛けの門費が徴収され、行事や工事の際は寄付金が集められ、門のために使われる。台風被害の修理のためのセメント代、運賃、街路灯のとりつけ、電気代、井戸の掘削、修理、浜そうじ……。こうした実生活上の準公共のものへの出費のほかに、どの門も、旧二月、六月、十二月に行われる祈願の出費が記録されている。野呂殿内、白銀堂へのさいせん、米、酒、豆腐、御香、お菓子代。祈願の唱が出来ない若い主婦の多い門はユタを頼むため、神への供物や料理代材料費のほか、ユタ手間賃、ユタ謝礼が計上されている。

(2) 石垣市登野城の門御願は糸満集落の妻たちが中心になって行っている。上原初枝さんと上原トミさんの話によると旧二月、六月、一二月のいずれも一〇日と決められて行われている。御願所は「船つき御嶽^{オシ}」。供え物は二月がカテムン重とウチャナク（三段重ねのモチ三組）六月はお茶菓子程度、一二月は二月同様カテムン重と餅というサイクルだという。

△追記▽糸満の「門」に関する報告や記録は皆無に等しく、この調査にあたっては現地の方々の多大なご協力とご指導をおおいだ。そのみちすじをつけて下さり、資料を提供して下さい下さった糸満市役所水産課長の宮里哲男氏、同課の玉城利夫氏、金城良勝氏、市史編集担当の金城善氏、糸満漁業協同組合長の玉城盛勝氏、同組合参事の金城孝安氏、さらに、石垣で行われている「門御願」に関しては、民俗学者、牧野清氏のご教示をいただいた。深く感謝申し上げます。